

○学校施設跡地利活用計画一覧

(1) 学校施設跡地利活用計画（第二次学校適正配置）平成16年12月策定

施設名	利活用計画
旧豊島東小学校	<p><u>福祉施設の誘致及びみどりの空間の整備を中心に活用します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺地域での、土地利用が工業系から住宅系へ転換している動向並びに高齢者の増加が著しい地域の状況を踏まえて、特別養護老人ホームまたは老人保健施設等の福祉施設を誘致します。 ○緑の少ない王子東地区にあって、東豊島公園と一体感のある形で、水辺にまとまった緑地空間を整備します。
旧志茂小学校	<p><u>オープンスペースの確保を中心に活用します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○志茂地域は、東京都の防災都市づくり推進計画による整備地域の一つとなっています。そこで、学校施設跡地を密集市街地の貴重なオープンスペースとして、最大限の確保を図るとともに、地域の防災拠点として活用します。 ○上記目的を満した上で、周辺地域における公共施設の配置状況及び児童の居住状況等にも留意しながら、子育て関連施設等の整備についても検討します。
旧桐ヶ丘北小学校	<p><u>土地の所有者である東京都へ返還する方向で進めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地の大部分の所有権は、東京都であるとともに都市計画により、当該敷地の用途は「小学校」に限定されています。そこで、都有地は東京都に返還する方向で進めます。 ○一部ある区有地（旧道路敷部分）については、他の都有地との交換を交渉する方向で進めます。
旧北園小学校	<p><u>多様な世代がともに学ぶまちづくりの拠点として活用します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○今年度、内閣府の地域再生計画に「北園☆学びのまちづくり再生計画」が認定されました。そこで、学校施設跡地を、大学機能と連携・協働して展開する学びのまちづくりの拠点として活用します。 ○区内の地域資源等を活用し、文化・産業等への活性化に向けた活用を図ります。

※旧豊島東小学校の学校施設跡地利活用計画の見直し（平成19年1月）

計画策定後、敷地内から環境基準を超えるダイオキシン類等が検出されたため、次のとおり見直しを行った。

施設名	利活用計画
旧豊島東小学校	<p><u>(仮称) 豊島5丁目広場(遊び場等)として整備する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○校庭部分は芝生等の広場、校舎撤去部分には季節感あふれる花を植栽し、東豊島公園と一体感のある形で花いっぱいのまちづくりを推進する。 ○体育館は、花いっぱいのまちづくりを推進していくための活用と、土壌汚染対策事業に伴う採取試料等の保管及び情報提供の場所等とする。なお、活用にあたっては地域住民の意見を踏まえながらコミュニティ機能の確保についても検討を行う。

(2) 学校施設跡地利活用計画（第三次及び第四次学校適正配置等）平成19年3月策定

施設名	利活用計画
<p>旧桜田 小学校</p> <p>旧桜田 中学校</p>	<p>【利活用のコンセプト】 <u>教育文化の発信と安全の調和のとれた健やかに暮らせるまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災機能を高め緑あふれるオープンスペースの確保を中心とした活用を図ります。 ○上記を基本に、地域の魅力向上や地域コミュニティへの寄与などに留意しながら、教育・文化に関連する施設の誘致または民間活力を導入した子育て世代やファミリー層の流入を促進するような住宅整備について検討します。 ○その他、当該跡地や周辺地域において、高齢者人口の増加に対応するための機能充実の視点に留意するとともに、将来需要に対応するための土地資源の確保という視点にも配慮します。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都水道局に2校跡地のうち給水所整備に必要な用地を売却し、その上部をオープンスペースとして確保します。その際は、区立公園の整備や周辺住環境との調和など一定条件を付し、公共資産の有効活用を図ります。 ○残地については、周辺地域の状況に留意しながら、教育・文化関連施設または住宅整備について、その優先度や効果等を総合的に勘案した上で選択します。 なお、施設の整備・管理は民間誘導を原則としますが、活用によっては公共が担うことも検討します。
<p>旧赤羽台 東小学校</p> <p>旧赤羽台 中学校</p>	<p>【利活用のコンセプト】 <u>「みどり」「教育」「交流」が共鳴し躍動するランドマーク</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <p>下記項目の実現をめざし、赤羽台団地再生事業の一環の中で、一体的な整備を行うよう関係機関と協議を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オープンスペースの確保、防災機能向上への協力、地域との連携・交流など地域への貢献度に留意し、跡地利活用のコンセプトにふさわしい教育関連施設の誘致を行います。 ○防災機能を高めるためのオープンスペースの確保と緑の保全・創出に向け、人々の交流や憩いの場となる広場や区による都市計画公園の整備を行います。 ○その他、周辺地域における高齢者人口の増加等を踏まえた地域コミュニティの場の整備について検討を行います。また、高台とのバリアの解消や周辺地域のまちづくりニーズに留意した整備を検討します。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市再生機構の用地と一体的に整備することで、より有効な土地活用を図ることができるよう機構と土地処分の方法等について協議を進めます。

施設名	利活用計画
旧西浮間小学校	<p>【利活用のコンセプト】 <u>健康で快適な暮らしを育み未来につなぐまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オープンスペースの確保、防災機能向上への協力、地域との連携・交流など地域への貢献度に留意し、跡地利活用のコンセプトにふさわしい教育関連施設の誘致を検討します。 ○民間活力を導入し、ファミリー層の流入を促進するような住宅の整備を誘導します。その際は、周辺地域における公共施設の配置状況に留意しながら、全ての世代のコミュニティと健康に寄与する公共施設の導入の検討を行います。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺住環境との調和を基本に地域への貢献度など一定の条件を付したうえでプロポーザル方式（提案方式）による売却を行います。

(3) 学校施設跡地利活用計画（第五次及び第六次学校適正配置）平成 20 年 12 月策定

施設名	利活用計画
旧清至中学校	<p>【利活用の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当跡地周辺で予定されている国家公務員宿舎や国庁舎の廃止・移転に伴う跡地利用の動向を踏まえる必要があるため、当面は学校施設を貸付けるなど、区有財産としての有効活用に努めます。 ○国家公務員宿舎等の跡地利活用とあわせて、北区基本計画の実現や地域の課題の解決に資する利活用を検討します。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当面は暫定利用として教育機関等へ貸付を行い、区有財産の有効活用を図ります。 ○国家公務員宿舎等跡地の利活用の動向を把握したうえで、本格活用を検討します。
旧豊島北中学校	<p>【利活用のコンセプト】 <u>文化の創造と人々の交流を育むまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区民等の主体的な文化芸術活動を支援して、個性豊かな地域文化を創造するための文化芸術活動拠点を整備します。 ○誰もが身近にスポーツ等を楽しめる多目的な場所を提供します。 ○障害者自立支援法の改正を踏まえ、障害のある人が自立していきいきと暮らすため、就労の場及び機会の拡大を図ります。あわせて、文化芸術活動団体、スポーツ団体や地域住民との交流により福祉のまちづくりを推進します。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の学校施設を北区文化振興財団に貸し出し、文化芸術活動団体の練習場所等を中心に文化の拠点として整備します。あわせて、校庭等はスポーツ等多目的施設として活用します。 ○民間福祉作業所に校舎の一部を貸し付け、障害者自立支援法新体系施設への移行を進めます。 ○文化芸術、スポーツ、福祉の交流促進を図るための仕組みを構築します。

施設名	利活用計画
旧富士見 中学校	<p>【利活用のコンセプト】 <u>誰もが安全・安心に暮らせる災害に強いまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○密集住宅市街地における貴重なまとまりのある土地として、地域の防災機能を高め、安全で災害に強いまちづくりのための有効活用を検討します。 ○周辺の公共施設の再配置や国家公務員宿舎跡地の利活用を含めて、様々な手法により密集住宅市街地の改善を図ります。あわせて、北区基本計画の実現や地域の課題の解決につながる利活用も検討します。 ○当跡地に含まれる国有地の中で、北区域分とそれ以外について所有関係の整理を行います。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災まちづくり事業を推進するため、周辺の公共施設の再配置を含めて、オープンスペースとしての活用やまちづくりの種地としての活用など様々な手法を検討します。なお、検討の際は、十条駅周辺の再開発や国家公務員宿舎跡地利活用の動向に留意し、地域全体で基本的方向の実現を図るよう努めます。 ○当跡地は、北区と板橋区にまたがっており、北区域以外については返還の可能性を含め所有関係の整理を行うため、国や板橋区と十分協議を行います。
旧新町 中学校	<p>【利活用のコンセプト】 <u>互いに支えあい健やかに安心して暮らせるまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が地域のなかで安心して暮らすため特別養護老人ホームなどの福祉施設を誘致します。 ○誘致の際には、区民開放スペースの併設やこれまで跡地が担ってきた防災機能を維持するため、オープンスペースの確保など防災機能向上への協力を福祉施設に求めます。 ○公園緑地空間の確保は、この地域における大きな課題ですが、地区全体の土地動向に留意しながら適地を確保していくこととします。 <p>【事業手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災機能向上への協力をはじめ地域への貢献度など一定の条件を付したうえで、原則として社会福祉法人等へ売却又は貸付を行います。 ○事業者の選定にあたっては、提案制度の活用により、跡地利活用のコンセプトにかなった案を選択します。

(4) 学校施設跡地利活用計画（第五次及び第七次学校適正配置）平成 29 年 3 月策定

施設名	利活用計画
旧清至 中学校	<p>【利活用のコンセプト】 <u>安全と安心の中でうるおいを感じながら未来の人づくりを担うまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <p>①教育関連施設の誘致 連携と交流を視点としながら、地域に根差し、緑の充実について配慮しつつ、地域への教育環境提供などの貢献に留意し、跡地利活用のコンセプトにふさわしい教育関連施設を誘致する。</p> <p>②防災機能の確保 これまで跡地が担ってきた防災機能を確保するため、地震や水害への対応など防災機能確保への協力を教育関連施設に求める。</p> <p>【事業手法】</p> <p>○教育関連施設の誘致にあたっては、区民への開放、オープンスペースの確保等防災への協力、地域や教育機関等との連携・交流など一定の条件を付したうえで、売却または貸付を行う。</p> <p>○事業者の選定にあたっては、跡地利活用のコンセプトにかなった事業者を選択する。</p> <p>○売却または貸付の決定にあたっては、北区学校施設跡地利活用指針に基づき、将来的な土地利用のあり方を踏まえ十分に検討する。</p>
旧赤羽 中学校	<p>【利活用のコンセプト】 <u>安全で災害に強く誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <p>①安全で災害に強いまちづくりのための有効利用 地震や水害への対応等地域の防災性を高めるため、道路事業や広場等のオープンスペースの確保、垂直避難への対応等により、防災まちづくりを推進し、安全で災害に強いまちづくりのために有効利用する。</p> <p>②保育所待機児童の解消 保育需要の急速な高まりに対応することで「子育てするなら北区が一番」をより確実なものにするため、保育施設の設置を検討する。</p> <p>③介護と医療機能の確保 誰もが安心・安全に住み慣れたまちで、その人らしく充実して元気でらせるよう、介護と医療連携の機能を有する病院等医療機関や老人保健施設等高齢者施設の誘致等、地域課題の解決につながる利活用を検討する。</p> <p>【事業手法】</p> <p>○施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を基本に地震・水害をはじめとした災害に対する防災への配慮、保育需要の高まりへの対応、高齢化率の高い当地域の実情を十分考慮した地域ニーズへの貢献度など一定の条件を付したうえで、効率的な土地利用を視点とした提案方式による売却または貸付を検討する。</p> <p>○東京都と十分に協議を行い、条件が整った上で、都市計画道路の整備に必要な用地の売却とともに、施設整備に支障の無い範囲において道路事業用の代替地として最低限必要な用地の売却を検討する。</p> <p>○売却または貸付の決定にあたっては、北区学校施設跡地利活用指針に基づき、将来的な土地利用のあり方を踏まえ十分に検討する。</p>

(5) 学校施設跡地利活用計画（第三次及び第十次学校適正配置）平成30年12月策定

施設名	利活用計画
旧赤羽台東小学校	<p>【利活用のコンセプト】 <u>人が集い、人を育み、未来への希望を紡ぐまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <p>①子ども・教育に関する複合施設の整備 赤羽駅から近いという利便性を活かし、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、児童相談所・一時保護所、教育総合相談センター等、子ども・教育に関する施設・機能の複合化を行い、子どもに関わる総合的な施設の整備を検討する。子育て・児童虐待・発達・教育等の相談を一元的に対応できるようにするほか、子育て世帯が伸び伸びと過ごすことのできるひろば空間や、青少年の活動ができる空間について検討する。また、複合施設を運営する際は、児童福祉・教育施策の充実・強化を図れるよう、東洋大学をはじめ関係機関との協議を進める。</p> <p>②魅力あるまちづくりのための有効活用 赤羽台周辺地域の状況に留意しつつ、地域のにぎわいに資する土地利用や利便性の向上、また、安全なまちづくりにつながる土地利用について検討を進める。具体的には、現行の地区計画において示している「中高層住宅複合B地区」としての活用を誘導するほか、歩行者ネットワークの整備やオープンスペースの確保等について検討する。</p> <p>③防災機能の確保 これまで当跡地が担ってきた防災機能を踏まえ、災害時におけるオープンスペースの利用のほか、隣接する大学キャンパスの一部をいっとき集合場所・避難場所として活用することについて、東洋大学と協議を進めるなど、地域全体での防災機能の確保に努める。</p> <p>【事業手法】</p> <p>○具体的に利活用を進める際は、用途地域や地区計画に定める土地利用方針との整合性を図りつつ、必要に応じて地区計画の見直しを検討する。</p> <p>○より有効な土地活用を図るため、UR都市機構の用地との一体的な活用について検討し、土地利用の方法等について機構と協議を進める。</p> <p>○「北区学校施設跡地利活用指針」に基づき、将来的な土地利用のあり方を踏まえ、資産としての活用方法を十分に検討する。</p>

施設名	利活用計画
旧滝野川 第六 小学校	<p>【利活用のコンセプト】 <u>安全で災害に強く多文化の交流から未来へつながるまち</u></p> <p>【利活用の基本的方向】</p> <p>①保育所待機児童の解消 保育所の待機児童が発生している状況であり、「子育てするなら北区が一番」をより確実なものとし、待機児童の解消に資するため、保育園及び認定こども園など就学前教育・保育施設の設置を検討する。</p> <p>②防災機能の確保 これまで当跡地が担ってきた防災機能を引き続き確保するため、地震や水害への対応など安全に暮らせるまちづくりのために有効活用する。</p> <p>③東京国際フランス学園との連携の更なる強化 区の貴重な資源である東京国際フランス学園と更なる連携・交流を図り、多文化交流を深化させるため、滝野川紅葉中学校をはじめ区内小中学校等の教育活動への協力などの貢献や地域貢献に留意し、保育所待機児童の解消に差支えない範囲で、東京国際フランス学園への利活用の推進を検討する。</p> <p>【事業手法】</p> <p>○待機児童解消にあたっては、当地区の待機児童数の推移等を考慮しながら、施設の誘致等を検討する。</p> <p>○東京国際フランス学園への利活用を推進する際には、区民への開放、オープンスペースの確保等防災への協力、地域や滝野川紅葉中学校をはじめ区内小中学校等との協力・連携・交流など一定の条件を付したうえで、資産としての活用方法を検討する。</p> <p>○「北区学校施設跡地利活用指針」に基づき、将来的な土地利用のあり方を踏まえ、資産としての活用方法を十分に検討する。</p>